

千葉市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成23年12月16日

千葉市監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	山	浦		衛
同	橋	本		登

23千政行第380号
平成23年11月28日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度及び平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査

監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第5 住宅使用料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>4 分納誓約について</p> <p>イ 分納不履行者への厳格な対処（報告書P136）</p> <p>分納誓約者の履行状況を住宅管理室は網羅的に把握できていないが、明渡請求時に分納誓約により訴訟対象とならなかった者のなかにも分納を履行していない者が見受けられる。不測の事態の発生による不履行等については個々人の状況に応じて配慮することは考えられるが、単に退去を免れるための言い逃れに過ぎないような場合は、早急に明渡請求を再度実施し、完納しなければ訴訟提起するなど厳格に対処すべきである。現状では、分納の履行状況を適時に確認していないことが多いため、不履行者に対する対処も迅速かつ十分に実施されているとはいえず、いわば安易な入居延長を許す結果となっている。</p>	<p>分納誓約不履行者については、平成22年度から分納誓約不履行催告書を送付したにもかかわらず納付されなかった場合は明渡請求を行い、それでも納付されなかった場合は訴訟を提起することとした。</p> <p>また、平成23年4月に運用手順として市営住宅使用料等納付誓約履行監視事務処理手順を作成し、不履行者への対処方法を定めている。</p>

第6 下水道使用料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 督促状の記載事項の改善について（報告書 P155）</p> <p>督促は、地方税法の規定に従って行われる滞納処分の一環であるため、当該事務を私人自らが名義人となって実施することはできない。</p> <p>平成20年度において、千葉市が送付した督促状は、3連の圧着はがきの1枚目の下部に、市下水道局と徴収事務受託業者が連名で記載されている。これは、受託業者が使用料の徴収事務を広く実施していることから、連絡先として記載しておくことが、市、受託業者、滞納者の便宜に適うためとの理由による。また、2枚目が督促状本体であり、1枚目は宛名に過ぎない。</p> <p>しかし、現状の記載では、市と受託業者の双方が督促の名義人であると誤解される可能性を否定できない。受託業者が督促の名義人になることは法律上疑義があるため適切ではない。受託業者の連絡先として記載しておくことが、市、受託業者、</p>	<p>督促状の記載事項については、平成21年12月発送分の督促状から受託業者が督促の名義人と誤解されないよう、督促状の1枚目に名義人として千葉市下水道局（現、建設局）を記載し、3枚目に連絡先として受託業者名を記載することとした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>滞納者の便宜に適うものであることは確かであるが、受託業者が督促の名義人であるという誤解を招かないような記載方法に早急に改善する必要がある。</p>	
<p>2 延滞金の徴収について（報告書 P156）</p> <p>現在、下水道使用料を滞納した場合に延滞金を徴収していない。しかし、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」第2条第1項において、「納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と規定されているように、原則として延滞金を徴収する必要がある。なお、同条例第3条に規定されている延滞金の減免はやむを得ない事情がある場合に限定されており、現在延滞金を徴収していないケースの多くは同条を適用したものではない。</p> <p>期限までに納付してもしなくても納付金額が変わらないのであれば、期日までに納付している者としていない者の間での不公平が生じる。また、ペナルティが無いことは、特段の理由も無い下水道使用料滞納を助長することにもなりかねない。特段の理由も無い下水道使用料滞納を減らすために、延滞金の徴収について検討することが必要である。</p>	<p>延滞金については、平成23年4月から条例に基づき徴収することとした。</p>
<p>3 滞納処分の強化について</p> <p>イ 差押の強化</p> <p>（ア）実績の増加（報告書 P157）</p> <p>平成18年度から平成20年度までの差押えを行った実績は合計7件に留まっている。現状では差押えにより滞納者の納付意識の改善効果が期待でき、さらに滞納処分のノウハウを蓄積することもできることから、さらに差押えを強化し、実績を増加させる必要がある。</p>	<p>差押の強化については、滞納整理業務経験者を下水道使用料徴収担当課に配属し、平成21年度は20件117万円、平成22年度は21件133万4千円の差押えを実施した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>4 督促の期限に関する規則の改善について（報告書 P158）</p> <p>千葉県下水道条例施行規則第 11 条において、督促は本来の納付期限から 30 日以内に実施されなければならない旨が規定されている。督促状の送付事務は当該規定に従って実施されている。</p> <p>一方、下水道事業会計規則第 37 条第 1 項では、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>双方の規定の優先順位は明らかでなく、またともに千葉市が定める両規則で異なる実施期限が定められている状態は適切ではなく、改善が必要である。</p>	<p>督促の期限については、平成 22 年 4 月、下水道使用料滞納整理事務マニュアルに、下水道使用料は下水道条例施行規則第 11 条により「納入期限後 30 日以内」に督促状を発する旨記載し、明確化を図った。</p>

平成22年度包括外部監査

監査のテーマ：外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第2 財団法人千葉市みどりの協会との契約

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 害虫防除委託業者選定方法について（報告書 P107）</p> <p>平成21年度の害虫防除については、みどりの協会経理規程第51条第1項7号（6）を根拠として単価の見積合せを実施して委託業者を決定している。</p> <p>害虫委託の見積合せを実施する際の起案書には、見積予定業者の3社を当該業務に関する実績並びに地域性を考慮して選定した旨が記載されている。</p> <p>みどりの協会経理規程第51条第1項7号（6）において随意契約が可能としている趣旨は、少額な案件について一般競争入札実施することの負担軽減を図ることであると考えられる。害虫防除契約に関しては単価契約であるため、予定単価4,944円と予定価格1,000千円未満となっている。しかし、平成21年度の害虫防除関連の業務委託料予算は5地区合計で17,000千円であることを考慮すると、年間実施業務の委託費は1,000千円を超えることは明らかであり、随意契約によることができる場合には該当しない。原則通り一般競争入札を実施することが必要であった。</p> <p>なお、平成22年度より害虫防除業務については希望型競争入札制度に移行しており、上記の問題は生じていない。</p>	<p>害虫防除委託業務については、平成22年度から希望型指名競争入札に移行した。</p>
<p>2 害虫防除実施時期について（報告書 P108）</p> <p>平成21年度害虫防除業務については6月11日に見積合わせを実施し、請負業者との間で単価契約を締結している。請負業者は、みどりの協会からの指示書にもとづき、薬剤散布等の害虫防除業務を実施する。指示書には委託内容、金額（単価×数量）、完成期限等が記載されており、請負業者は完成期限までに業務を実施し、写真等の作業記録をみどりの協会に提出している。みどりの協会ではこれらの提出資料をもとに検査報告書を作</p>	<p>害虫防除業務については、業者選定前に業者が作業を実施することがないように、平成22年4月1日に契約を締結し、指示書の発行及び請負業者の監督についても適切に行うこととした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>成し、業務の検収を行っている。</p> <p>平成21年度の害虫防除業務の管理資料を確認したところ、中央・美浜区街路樹害虫防除委託の工事写真台帳にある写真に写されている「街路樹薬剤散布のお知らせ」に記載されている実施期間と、みどりの協会が請負業者に出した害虫防除業務実施の指示を行う指示書に整合しない点が見られた。なお、他の地区に関しては、工事写真台帳の写真に「街路樹薬剤散布のお知らせ」は無く、同様な問題点の有無に関しては判明しなかった。</p> <p>害虫防除委託仕様書においては、害虫の発生が認められ、みどりの協会監督員からの指示があった場合は、防除作業の予告看板である「街路樹薬剤散布のお知らせ」を設置して作業実施の周知を図る旨が記載されている。請負業者より提出された工事写真台帳の写真に写されている「街路樹薬剤散布のお知らせ」の日付は、多くの案件で指示書の出る前の日付となっている。「街路樹薬剤散布のお知らせ」を見る限り、みどりの協会の指示に基づかない害虫防除作業が実施されていたこととなる。</p> <p>一部作業案件については、「街路樹薬剤散布のお知らせ」に記載の薬剤散布日時が作業単価の見積合せ実施日である平成21年6月11日以前となっており、害虫防除作業委託業者の決定前に害虫防除作業が行われていたこととなる。中央・美浜区の見積合せ参加業者の決定に際しての起案書には、当該業務に関する実績並びに地域性を考慮して選定を行った旨が記載されているが、業者選定の前に特定業者が業務を実施し見積合せの結果、当該業者が選定されている状況にあつては、見積業者の選定及び見積合せが適切になされたかどうか疑義が残る状況となっている。</p> <p>また、みどりの協会は、実際の作業日とは異なった日付での指示書を発行し、検査報告書を作成している。みどりの協会が業務のコントロールを行うために、指示書は重要な書類である。指示書の発行を適切に行い、請負業者の業務の監督を適切に行う必要がある。</p> <p>なお、平成22年度の業者選定に関しては、平成22年4月1日に単価契約を締結していることから、業者選定前に業者が作業を実施することは生じない。ただし、指示書による請負業者の監督</p>	

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>を適切に実施すべき点については、引き続き留意すべき事項である。</p>	
<p>3 剪定等単価契約業務及び害虫防除業務の作業記録について（報告書 P109）</p> <p>請負業者は、作業記録を写真及び日報の作成により行う。害虫防除委託仕様書において作業記録の写真に関しては、小黒板にいくつかの表示を行うよう記載されている。</p> <p>しかしながら当該仕様書には、作業の実施日を示す情報は記載されておらず、実際の作業日の情報は判明しない。同様な小黒板の表示は年間管理業務の仕様書にもあるが、当該仕様書には路線名の下段に撮影年月日を記載するひな型となっている。</p> <p>剪定等単価契約業務及び害虫防除業務の作業記録として提出された資料の写真を確認したところ、写真の撮影年月日は刻印されておらず、作業日を確認することはできない状況であった。指示書に定める期間内に業務を行っているかを確認するため、小黒板における日付の表示及び写真撮影時に写真の日付を入れるように仕様書を改訂することが必要である。</p>	<p>剪定等単価契約業務及び害虫防除業務の作業記録については、平成23年度から仕様書を改定し、小黒板に日付を記載したうえで写真撮影することとした。</p>
<p>4 単価契約について（報告書 P110）</p> <p>「いなげの浜管理及び監視業務」における再委託のうち、一般廃棄物処理委託についてはみどりの協会経理規程第51条第1項第7号を根拠に相見積による随意契約で締結されている（実績額：1,467千円）。協会によると「本来100万を超える委託契約は、希望型指名競争入札であるが、単価契約については、市の所管部署と足並みをそろえ随意契約で実施した」と回答を受けている。</p> <p>しかし、当該契約は予算策定時点でも1,263千円と100万円を超えており、本来なら希望型指名競争入札を実施すべきであった。</p> <p>なお、平成22年度は希望型指名競争入札に移行しており上記の問題は生じていない。</p>	<p>「いなげの浜管理及び監視業務」における再委託のうち、一般廃棄物処理委託については、平成22年度から希望型指名競争入札に移行した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>5 シルバー人材センター等との随意契約理由について（報告書 P110）</p> <p>平成21年度のみどりの協会からの再委託では、シルバー人材センターや障がい者団体との契約は、みどりの協会経理規程第51条第1項1号「契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」を根拠に随意契約を締結している。</p> <p>しかしながら、業務の性質・目的は除草・清掃等であり、競争入札に適さないものとはいえ、経理規程第51条第1項第1号を根拠とする随意契約は実態に即したものではなかった。</p> <p>みどりの協会によると、シルバー人材センターや障がい者団体等の有効活用を指定管理業者選定時の提案書に記載し、千葉市に提出しているものの、これに対応する経理規程の該当規定を改訂することを失念していたとのことである。</p> <p>なお、平成22年5月に当該経理規程を改訂し、シルバー人材センターや障がい者団体等との契約を第51条第1項3号に基づいて、「別に定める手続き（業務委託指名業者選定等委員会要綱）」により随意契約を締結している。</p>	<p>シルバー人材センター等との契約については、平成22年5月に経理規程を改正し、随意契約による役務の提供を受けることができる対象に加えた。</p>

第3 財団法人千葉市都市整備公社との契約

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 工事設計書の決裁について（報告書P145）</p> <p>工事契約の入札にあたっては、設計金額を見積もり、「工事設計書」として「執行回議書（工事）」に添付して決裁を受けることとなっている。また、決裁を受けた設計金額については低入札調査基準価格の算定の基礎となる。</p> <p>平成21年度の工事契約である「排水施設新設工事（高田排水路21-1工区）」について「執行回議書（工事）」に添付された「工事設計書」の直接工事費等の内訳金額が実際と異なるものであった。その理由は「工事設計書」の決裁中に設計内容修正の指示があり、新たな「工事設計書」が作成されたが、決裁は修正前の「工事設計書」で受けてしまい、後日気づいたときに「工事設計書」の差し替えを行ったことによるものであった。その結果、低入札調査基準価格は修正前の設計書で</p>	<p>工事設計書の決裁については、平成22年度をもって市からの委託による工事発注等は終了しており今後についても市が委託する予定はないことから、同様の事態が発生することはない。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>計算したため本来算定されるべき正しい金額とは異なる金額が算定されていた。ただし、本来算定されるべき金額との誤差は258,000円で、当初算出していた低入札価額調査の基準値を同額下回ることになったが、結果として落札価格が低入札調査に該当する事態にはならなかった。</p> <p>結果として、修正前の「工事設計書」で決裁を受けたことによる実質的影響はなかったといえるが、決裁を受ける際の添付書類に関しては、それが決裁を受けるべき正しい書類であるか、より慎重に確認を実施することが望まれる。</p>	
<p>2 一般競争入札における一者入札について（報告書P145）</p> <p>平成21年度に実施された千葉市稲浜公民館昇降機設置工事等については、一般競争入札による業者選定を行っているものの、一者入札となっていた。</p> <p>いずれの工事についても、一者入札となった原因については特に調査していないとのことであった。</p> <p>また、中央区役所・千葉市美術館空調・熱源設備等改修工事等については、落札者以外の参加者が入札前に辞退または書類不備により失格し、実質的に一者入札になっていた。</p> <p>いずれについても、入札参加を辞退した業者の辞退理由については辞退届に記載されているものの、入札辞退等により実質的に一者入札となった原因についての調査は特に行われていないとのことであった。</p> <p>いずれも施工可能業者が一者のみというような特殊な工事であるとは考えにくく、一般競争入札を行っている以上、都市整備公社はこのような事例に関しても競争性は確保されていたと考えている。しかし、競争性を向上させる対応策を確立するためにも、このような一者入札のケースについて、都市整備公社において、その理由を調査すべきである。</p>	<p>一般競争入札における一者入札については、平成22年度をもって市からの委託による工事発注等は終了しており今後についても市が委託する予定はないことから、同様の事態が発生することはない。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>3 建設原価の確定通知について（報告書P146）</p> <p>施設整備が完了した際には、都市整備公社から千葉市に対し、委託業務の完了報告と共に建設原価の確定通知がなされる。この際に、千葉市は建設原価の通知を受けるのみであり、通知された建設原価の適切性を千葉市として特に確認する行為は実施していないとのことである。</p> <p>建設原価の確定により千葉市の負担額が決定するのであるから、都市整備公社において建設原価が適切に算定されているか否かは非常に重要である。千葉市として、通知された建設原価の適切性を確認する必要がある。</p>	<p>建設原価の確定通知については、平成22年度をもって市からの委託による工事発注等は終了しており今後についても市が委託する予定はないことから、同様の事態が発生することはない。</p>
<p>4 委託事務費率の算定方法の見直しについて（報告書P146）</p> <p>現在の委託事務費の算定方法は、平成19年度の時点において算定された事務費率に基づいて決定されている。一方、都市整備公社は、平成19年度と平成20年度以降では、業務の内容に以下のような変更が見られる。</p> <p>ア 旧財団法人千葉市駐車場公社との統合による駐車場事業の実施</p> <p>イ 千葉市土地開発公社の保有土地および駐車場の管理事業の受託</p> <p>ウ 下水道事業の受託の終了</p> <p>事務費率の算定の際に行われた必要経費の試算においては、平成16年度の包括外部監査における指摘に基づき、原則として平成19年度における経費の実績及び予算を用いている。平成16年度の包括外部監査においては、委託契約ごとに原価計算を実施することにより実際の委託事務費を算定し、それを参考に事務費率を算定するべきである、と指摘されているが、実際には都市整備公社においては原価計算制度が構築されていないため、次善の策として平成19年度における経費の実績及び予算を用いているものである。これは、従来の委託事務費率の決定方法との比較においては、より適切な方法が採用されたと考えることができる。</p> <p>一方で、平成19年度の経費の予算及び実績は平成19年度の事業内容を前提としたものである</p>	<p>委託事務費率の算定方法の見直しについては、平成22年度をもって市からの委託による工事発注等は終了しており今後についても市が委託する予定はないことから、同様の事態が発生することはない。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>から、平成20年度以降の事務費率の算定のための経費試算においては、当然のことながら、平成19年度の実績をそのまま用いるのではなく、平成20年度以降の事業内容の変更点を可能な限り考慮する必要がある。</p> <p>上記の要因による増収分や人件費の削減経費の算入については、事務費率を決定した際には人事配置等の不確定要素が多く正確な経費が把握できないため、これを含めた試算は困難な状況であったが、上記ウに記載の通り、下水道事業の受託終了による直接経費の削減効果と、駐車場事業及び土地管理受託事業の間接経費負担分を概算することにより、平成20年度以降の事業内容の変更を一部反映した必要経費を算定した上で、委託事務費の試算を行っている。</p> <p>このように、平成19年度において算定された事務費率は、算定の時点では、平成20年度の事業内容の変更点を可能な範囲で考慮されていると考えることができる。しかし、当時の試算はあくまで仮定による計算であり、当時の経費試算が平成20年度及び平成21年度の実績と整合しているかどうかは明確ではない。従って、まず当時の経費試算が平成20年度及び平成21年度の実績と整合しているかどうかを検証する必要がある。そして、もし平成19年度当時の試算と平成20年度及び平成21年度の実績とが整合していない場合は事務費率の見直しを再度行い、委託事務費の算定方法の見直しを行う必要がある。</p>	
<p>5 千葉市による都市整備公社への委託業務の実施状況のモニタリングについて（報告書P147）</p> <p>千葉市は、都市整備公社の実施する工事に関して都市整備公社が委任または請負契約を締結した際には、契約締結通知書の提出を受ける。さらに、委託業務の執行状況について、随時に調査もしくは検査を実施することができる。また、受託者たる都市整備公社に対して資料の提出を求めることができる。これらは、千葉市による都市整備公社の委託業務に対するモニタリングの機能を定めているといえる。</p> <p>上記のモニタリングの実施状況につき質問した</p>	<p>都市整備公社への委託業務の実施状況のモニタリングについては、平成22年度をもって市からの委託による工事発注等は終了しており今後についても市が委託する予定はないことから、同様の事態が発生することはない。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ところ、契約締結通知書の提出と資料の提出については実施されているが、実際には、随時の調査もしくは検査については実施されていないとの回答であった。</p> <p>都市整備公社の委託業務に係る請負工事の品質確保は、實際上都市整備公社が実施する監理業務（外部委託を含む）によって図られていると考えることができるため、都市整備公社の業務の品質確保は、施設整備事業の品質を確保する上で非常に重要であるといえる。従って、千葉市は、少なくとも工事実施中の都市整備公社の業務について、随時報告を求め、必要に応じて調査及び検査を行うべきである。</p>	